



令和5年5月23日

## 特殊詐欺等被害防止機器購入補助の開始について

令和5年度の新規事業として『特殊詐欺等被害防止機器購入補助事業』を7月1日から開始します。

### 1 事業概要

この新規事業は、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害や悪質商法の被害に遭われている多く人が、固定電話機を利用している高齢者であることから、大切な財産を守るための対策として、『特殊詐欺等被害防止機器』の購入費に対して補助するものです。

#### ①対象者

市内に住所を有する65歳以上の人（当該年度に65歳になる人も含みます）

#### ②補助対象機器

固定電話機による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造された次に該当する機器で、令和5年7月1日以降に新品で購入したものを。

- 電話が鳴る前に通話内容を録音する旨を自動で相手に通知した上で通話内容を録音する機能を有し、固定電話機に取り付けることができる機器
- 上記機能を有する固定電話機

#### ③補助金額

- ・本体購入価格（消費税及び地方消費税含む）の2分の1（100円未満切捨て）
- ・上限 6千円
- ・1世帯1台限り

### 2 事業周知

広報いせ（6月1日号）、伊勢市ホームページに掲載  
防犯講習会、大型店舗等での防犯啓発活動でチラシの配布

詳細は、別紙チラシをご覧ください。